

令和7年度第1回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	令和7年7月28日（月）15時～17時 日野市役所本庁舎2階 職員休憩室
出席委員	委員長 藤村 和正（明星大学建築学部教授） 委 員 藤澤 整 （弁護士 シャローム法律事務所） 委 員 蝦名 潤 （税理士 蝦名・加瀬会計事務所）
◆議事次第	
1. 開会	
2. 審議事項	
（1）対象案件の概要及び対象案件一覧について	
（2）抽出案件（審議事項）について	
（3）前払金規定の見直しについて	
（4）総合評価方式（工事）の見直しについて	
3. その他	
4. 閉会	
4. 審議事項	
（1）対象案件の概要及び対象案件一覧について	
事務局	・ 今回の対象は、令和7年1月1日から6月30日までに締結した契約。 ・ 総件数は1207件。 ・ 工事件数が前年度からマイナス11件。減少の主な要因としては、昨今の人手不足等による中止や不調により契約が決定しないことが挙げられる。 ・ 修繕件数が前年度からプラス32件。増加の主な要因としては、今年度学校の消防・防火設備修繕が17件あることが挙げられる。 ・ 委託賃貸借においても昨今の物価高騰や人件費高騰等から契約金額が相対的に上昇しており、主管課契約可能な範囲の金額を超えるものが増えたことで、相対的に総務課契約の件数が増加している。 ・ 特命随意契約は合計639件、全体の52.9%。昨年度は623件、54.4%。 ・ 落札率50%未満の契約は委託13件、賃貸借1件。 ・ 特に落札率が低かった「小・中学校プラスチック類ごみ処分業務委託」、「水質検査業務委託」、「シルバーピア緊急通報受信対応（機械警備）業務委託（シルバーピアたかはた他1件）」、「使用済小型家電引取り再資源化業務委託」「ネットワークアセスメント業務委託」、「特定建築物等定期点検業務委託」「令和7年国勢調査コールセンター業務委託」については、いずれも契約決定の前に業者へ電話連絡し金額に間違いがないか確認済み。現在も問題なく履行している。
委 員	・ 「使用済小型家電引取り再資源化業務委託」について、引き取るものは基本的に収入にならない前提で予定価格を出しているのか。
事務局	・ 売却価格も含めて試算していると考えているが、詳細については未確認。 ・ 本来支出と収入は別で考えるべきであるため、契約方法については見直しの

	検討が必要であると考えている。
委員	・「シルバーピア緊急通報受信対応（機械警備）業務委託（シルバーピアたかはた他１件）」について、次年度の保守契約が他の業者よりも高額になる可能性はないのか。現状の流れだと来年度以降は入札もなくなるのか。
事務局	・可能性としてはあり得る。他の業者で次年度の保守契約が安くなる可能性があり、総合的に見てどちらが本当に安いのか。例えば複数年分の契約金額で競争させる等の対応が望ましいのではないかと考えている。来年度以降の契約については、現状設置した設備機器を取り扱うことができる業者に依頼することになるため特命随意契約となり入札はない。
委員	・その場合複数年での入札を行った方がよいのではないかと。知恵が働く業者が落札してしまうことになる。
委員	・（対象案件の概要の）前年度比について、一部の年度が特異的に多かった可能性があるため、そうした要因を考慮して考える必要があるが、詳細に追及すると手間が増えるため、現状の簡易的な比較で問題ないとする。
事務局	・例年と比較した特徴的な増減している案件について確認し、口頭説明していることを今後も継続していく。
（２）抽出案件（審議事項）について ・生活保健センター冷温水発生機保守点検業務委託 （・日野市にて指名停止中の業者と特命随意契約を締結したもの。）	
委員	・他自治体等で指名停止を受けたことを市に報告する義務はないのか。
事務局	・厳密には報告義務があるが、業者側も連絡先が多く指名前の段階での連絡はめったにない。今回のように指名後に業者から連絡が来る。
委員	・今回の指名停止理由以外の資格についても建設業法に違反している可能性はなかったのか。
事務局	・当該業務については主管課に資格自体が不要であることを確認済み。またこれまでの日野市との契約実績から問題ないと判断した。
委員	・日野市でも指名停止したのか。
事務局	・令和７年３月４日から５月３日の２ヶ月間日野市でも指名停止した。
委員	・今回とは異なり、指名停止を受けた業務と内容等が被った場合の対応はどうするのか。他の業者を探すことは困難ではないか。
事務局	・他の業者も、自社の設備ではないため責任が持てないと考えられる。同じ業務で指名停止を受けている場合対応に苦慮することになる。
委員	・今回は起きていないが、本来あり得ることであるため、懸念事項としておく。
（３）前払金規定の見直しについて ・前払金及び中間前払金ともに最高限度額を撤廃することを検討している。 ・理由としては、昨今の厳しい経済情勢を踏まえ、事業者の資金調達を支援し、今後の大規模な工事案件に対応するため。また総務省・国交省から前払金及び中間前払金の支払い限度額の見直しについて指示があったためである。	
委員	・東京だけ普及率が低い理由は何か事情があつてのことか。

事務局	・他自治体の意向は未確認だが、契約当初の支出金額が過度にならないようにという配慮があると考えている。去年から今年にかけて撤廃を進めている自治体は数多くあり、日野市でも撤廃したい考え。
委員	・保証会社が間に入っているため経済的な意味で損失を被るリスクはないと考えてよいのか。
事務局	・ご認識のとおり。前払い金及び中間前払金を支払う場合、保証会社と締結した保証証書の提出を必須としている。
委員	・上限があるとそれ以上の工事の入札に踏み切れないこともあるためよいと思う。
委員	・三多摩で撤廃しているところは少ないように思う。
事務局	・限度額の上限を引き上げている自治体もある。東京都も撤廃まではしていないが、全国的にみると撤廃の流れがある。国交省からの通知もある。保証会社自体が倒産してしまうという可能性はあるが、そのリスクは低いと考えている。
委員	・委託契約の前払率に変更はないのか。
事務局	・委託は工事ほど高額ではないため、率の変更は予定なし。 ただし、最高限度額は工事同様撤廃の方向で考えている。
委員	・限度額を撤廃した場合、支出額が増える場合があるのか。
事務局	・財政課からは、支出合計は変わらず支払いの時期の話になるため問題はないと聞いている。会計課も同意見。ただ契約年度の支出が増えるので、支払時に予算不足が発生しないよう庁内で周知を行いたい。
委員長	・反対意見無し。限度額撤廃の方向で進めていただく。
(４) 総合評価方式（工事）の見直しについて ・【企業の技術力】の細かな基準・配点の見直し ・【企業の信頼性・社会性】の各項目の見直し・変更 ・想定される評価点	
委員	・日野市改定案で、3億円を超えたものの取り扱いはどうなるのか。
事務局	・JV（共同企業体）として、親会社１社と子会社１社で一つの事業者として契約を行う。JV 案件については数年に１回ある程度。今後物価高騰等により件数が増加した際には上限について検討したい。
委員	・緊急工事とは具体的にどのようなものがあるのか
事務局	・道路の陥没、下水道関係などの工事を指す。日野市の場合、緊急工事という枠組みではなく、修繕という形で１年間の単価契約をしており、緊急工事という扱いでないため項目に入れることが難しい。
事務局	・今後大規模な緊急工事が発生する可能性もあるため、対応を検討し、確立したうえで項目に入れていく必要がある。 ・緊急工事の依頼先については請負実績の多い業者に偏ることなく平等になるように体制を検討する必要があると認識している。
委員	・若年層の育成及び確保の取り組みについて項目に入れるのが適切なのではないかとの話だったが、高齢者の雇用も重要なのではないか。端的に「正社員として〇人以上雇用していたら〇点」の方が雇用の安定や世代関係なく社会貢献の項

	目に入れやすいのではないか。 ・日野市消防団に関する項目が複数あり、消防団によりすぎなのではないかという印象。
事務局	・防災安全課からの申し出もあり導入した項目であったが、「日野市消防団への資機材等の寄付実績」の項目の削除を検討するなど、高齢者の雇用の実績や他の選択制の項目を増やし、点数に大きな差が出にくいよう再検討し、第2回監視委員会で提示したい。
委員	・雇用関係もきちんと調べるのか。
事務局	・現在、障害者雇用の項目を採点基準にを入れているが、雇用契約書において申請時点で雇用期間に入っているかを確認しているほか、障害者手帳を提示してもらい確認を行っている。
委員	・消防団の雇用として、その方が2か所で働いていたらどうなるのか。名義貸しのようなことが発生しないのか。
事務局	・防災安全課で消防団リストを所持している。所属会社名が記載されているため、月初めに毎回確認をすれば、業者側からの提出書類は不要になると考えている。 ・ただし複数の業者に所属している場合についての対応は検討する。
委員	・役員は何か所も所属することができる。
事務局	・日野市消防団員の定数は決まっているが、全く足りていない状態にある。強化することが市の防災につながると防災安全課からの要望もある。防災安全課としては、消防団に入ることは簡単だが、訓練や大会があり出席必須となるものもあるため団員を増やすことに困難さを感じているとのこと。消防団員になることによって、給与等の面でメリットがあるかは会社次第。
委員	・市外事業者も入札に参加できるようになることは工事にとってメリットがあるのか。
事務局	・不調案件増加に伴い、対象を市内業者に限らないことにより、入札参加可能な業者の母数を増やすことで少しでも不調を減少につなげていきたい。 ・学校工事では、建築工事・機械工事・電気工事と分離発注の付帯工事が連続しているが、建築工事が不調となった場合、後続の機械工事、電気工事も入札中止になってしまう。入札の中止の段階では入札参加業者は既に積算・札入れ等の対応をしており、事務的負担が発生してしまっている。
委員	・市外業者がどの程度点数を取ることができるかは想定される評価点に記載されているとおるか。
事務局	・ご認識のとおり。初年度は、市外業者・新規業者の点数が伸びにくいと思うが、制限付一般競争入札の幅を広げること等により参加の機会を作ることで、工事実績に点数がついて以降の入札で落札できる可能性が高まると考えている。
委員	・質の良い工事をしていただけるような新規制度を進めてほしい。
その他	委員の任期について
事務局	・監視委員会委員の任期は2年間。令和5年12月から令和7年11月30日までが任期であり、令和7年度第1回をもって現在の委員は任期が終了となる。 ・今後、市から各団体へ推薦依頼を送付予定。